

## 公示

### 「農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発」 に係る委託先の公募について（再公募）

農林水産省農林水産技術会議事務局は、平成24年度から実施予定の委託プロジェクト研究「農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発」について、公募を実施（平成24年1月6日～2月21日）したところですが、適格者が選定されるに至らなかったため再公募を実施します。

本研究の実施（公募課題の受託）を希望される方は、下記に従って提案書を提出してください。

## 記

### 1 事業概要

#### (1) 事業内容

平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」では、2020年を目標年として、炭素量換算で約2,600万tのバイオマス利用、新たな5,000億円の市場創出等を掲げています。これらの目標を達成するためには、農山漁村で豊富に得られる草本、木質及び微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発が不可欠です。

農林水産省では、国内に貯存するバイオマスを活用し、農山漁村地域におけるエネルギーの地産地消を推進する観点から、それぞれの地域の特性を生かした研究開発を実施するため、本プロジェクト研究において、草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術、林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術及び微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術を開発します。

なお、開発を進めるに当たっては、国内外の知見、民間等が有する技術やノウハウ等を積極的に導入することに努めます。

#### (2) 公募研究課題別の研究開発内容

「林地残材を原料とするバイオ燃料の製造技術の開発」

(研究内容)

林地残材などの木質バイオマスを原料として、バイオオイルの製造と改質を同時に行い、かつ、林内で利用することのできる可搬式のシステムを開発します。また、改質されたバイオオイルについて石油代替燃料としての性能を評価します。

(研究実施期間（予定）)

平成24年度～27年度（4年間）

(平成24年度の委託研究経費限度額)

138,000千円

#### (3) 委託件数

原則として1件とします。

### 2 応募について

#### (1) 応募資格（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

応募することができる者は、次の①から⑤までの要件を満たす者です。

① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共

団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※）等であること。

- ② 平成 22・23・24 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（提案書提出時に競争参加資格のない者は、平成 24 年 6 月中旬に予定している公募課題に係る審査委員会の開催までに競争参加資格を取得してください。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）。
- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究開発責任者（プロジェクトリーダー）及び経理責任者を設置していること。

※ 研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の 2 つの条件を満たす機関を指します。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

〈複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件〉

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することが出来ません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすと同時に、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関からしていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること、若しくは研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定又は共同研究契約を締結することが確実であること。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

## （2）応募方法

応募者は、応募要領に従い提案書を作成し、平成 24 年 6 月 4 日（月）17 時までに府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用した電子申請にて御提出ください。

郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。

なお、e-Rad を利用した応募を行う際、応募者におかれては、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続が必要です。e-Rad を利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙 2 を御覧ください。

※ 応募要領、提案書及び委託契約書（案）は、以下のとおり。

- ・ 応募要領
- ・ 提案書（様式）
- ・ 委託契約書（案）

### 3 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、機関ごとに応募要領別紙1の参加申込書に記入の上、5月10日（木）12：00までにFAXにてお申し込みください（会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）。

- ・ 日 時：平成24年5月11日（金）13：30～14：00
- ・ 場 所：農林水産省農林水産技術会議事務局資料室（本館6階、ドア NO.679）

### 4 今後のスケジュール

- 公募開始（公示）―――5月2日（水）
- 公募説明会―――5月11日（金）
- 応募の締切り―――6月4日（月）17：00
- 委託先の決定―――6月下旬予定
- 委託契約の締結―――7月中旬予定

### 5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産省農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

## 記

#### 【公募課題について】

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室  
担当者 深山、柳田  
TEL：03-3502-0536  
FAX：03-3593-7227

#### 【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班  
担当者 江橋  
TEL：03-3502-7967  
FAX：03-5511-8622

#### 【e-Radについて】

農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課情報調査班  
担当者 日原  
TEL：03-3501-9886  
FAX：03-3507-8794

#### 【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班  
担当者 濱登（はまと）、吉川

TEL : 03 - 3502 - 7438  
FAX : 03 - 3593 - 2209

平成24年5月2日

以上公示します。

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長  
藤 本 潔